

議第2号

令和6年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算

令和6年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,360,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		15,483,160
	1 一 般 会 計 繰 入 金	15,483,160
2 諸 収 入		3,636,940
	1 貸 付 金 元 利 収 入	3,636,940
3 県 債		2,239,900
	1 県 債	2,239,900
歳 入 合 計		21,360,000

千円

議第2号 令和6年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 医 科 大 学 費		千円 21,360,000
	1 医 科 大 学 費	17,723,288
	2 医 科 大 学 公 債 費	3,636,712
歳 出 合 計		21,360,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医科大学貸付事業	千円 2,239,900	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第3号

令和6年度奈良県営競輪事業費特別会計予算

令和6年度奈良県営競輪事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,846,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 事業収入		37,166,650
	1 事業収入	37,166,650
2 財産収入		115,014
	1 財産運用収入	115,014
3 繰入金		198,880
	1 繰入金	198,880
4 諸収入		365,456
	1 雑収入	365,456
歳入合計		37,846,000

議第3号 令和6年度奈良県宮競輪事業費特別会計予算

歳出		
款	項	金額
1 産 業 費		37,846,000
	1 競 輪 事 業 費	37,846,000
歳 出 合 計		37,846,000

議第 4 号

令和 6 年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計予算

令和 6 年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 288,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		259,453
	1 使用料	259,453
2 繰越金		28,547
	1 繰越金	28,547
歳入	合計	288,000

議第 4 号 令和 6 年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 産 業 費		288,000
	1 自動車駐車場及び 自動車乗降場費	288,000
歳 出	合 計	288,000

議第5号

令和6年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和6年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ313,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

第 1 表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰越金		214,782
	1 繰越金	214,782
2 諸収入		98,318
	1 貸付金元利収入	97,618
	2 雑収入	700
歳入合計		313,100

千円

議第 5 号 令和 6 年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 地 域 創 造 費		313,100
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	313,100
歳 出	合 計	313,100

議第6号

令和6年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計予算

令和6年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,510
	1 一般会計繰入金	1,510
2 繰越金		10,825
	1 繰越金	10,825
3 諸収入		4,665
	1 県預金利子	20
	2 貸付金元利収入	4,635
	3 雑収入	10
歳入	合計	17,000

議第6号 令和6年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 食 農 費		17,000
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	17,000
歳 出	合 計	17,000

議第7号

令和6年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算

令和6年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ437,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰越金		47,874
	1 繰越金	47,874
2 諸収入		239,126
	1 県預金利息	45
	2 貸付金元利収入	238,879
	3 雑収入	202
3 県債		150,000
	1 県債	150,000
歳入合計		437,000

議第7号 令和6年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算

歳出		
款	項	金額
1 産業費		千円 437,000
	1 中小企業振興資金貸付事業費	437,000
歳出合計		437,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
設備貸与資金貸付金	千円 150,000	証書借入による。	年0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の融通条件による。

議第 8 号

令和 6 年度奈良県証紙収入特別会計予算

令和 6 年度奈良県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,061,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日提出

奈良県知事 山下 真

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		2,865,000
	1 証 紙 収 入	2,865,000
2 繰 越 金		196,000
	1 繰 越 金	196,000
歳 入 合 計		3,061,000

千円

議第8号 令和6年度奈良県証紙収入特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 繰 出 金		3,061,000
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,061,000
歳 出 合 計		3,061,000

議第9号

令和6年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和6年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ262,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,870
	1 一般会計繰入金	1,870
2 繰越金		137,450
	1 繰越金	137,450
3 諸収入		123,480
	1 県預金利子	40
	2 貸付金元利収入	123,333
	3 雑収入	107
歳入	合計	262,800

議第9号 令和6年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

歳出		
款	項	金額
1 環境森林費		千円 262,800
	1 林業改善資金貸付事業費	262,800
歳出	合計	262,800

議第10号

令和6年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

令和6年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,313,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		387,254
	1 使用料	387,254
2 繰入金		280,247
	1 一般会計繰入金	280,247
3 繰越金		1,785
	1 繰越金	1,785
4 諸収入		164,014
	1 雑収入	164,014
5 県債		480,000
	1 県債	480,000
歳入合計		1,313,300

議第10号 令和6年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 食 農 費		1,313,300
	1 中央卸売市場事業費	1,313,300
歳 出 合 計		1,313,300

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
上水設備修繕事業にかかる契約	令和7年度	24,588 <small>千円</small>

第3表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	<p style="text-align: right; margin-right: 10px;">千円</p> <p style="text-align: center;">480,000</p>	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第11号

令和6年度奈良県公債管理特別会計予算

令和6年度奈良県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,407,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		83,000
	1 財産運用収入	83,000
2 繰入金		84,237,600
	1 一般会計繰入金	71,946,174
	2 特別会計繰入金	5,808,426
	3 基金繰入金	6,483,000
3 県債		64,086,400
	1 県債	64,086,400
歳入	合計	148,407,000

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		148,407,000
	1 公 債 費	148,407,000
歳 出 合 計		148,407,000

千円

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	64,086,400 ^{千円}	証書借入又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。	年8.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第12号

令和6年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

令和6年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 諸 収 入		67,500
	1 貸付金元利収入	67,500
歳 入	合 計	67,500

千円

議第12号 令和6年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		67,500
	1 育成奨学金貸付事業費	67,500
歳 出 合 計		67,500

議第13号

令和6年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

令和6年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,558,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		3,264,388
	1 一般会計繰入金	3,264,388
2 諸収入		2,135,512
	1 貸付金元利収入	2,135,512
3 県債		1,158,100
	1 県債	1,158,100
歳入合計		6,558,000

千円

議第13号 令和6年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 病 院 機 構 費		千円 6,558,000
	1 病 院 機 構 費	4,422,488
	2 病 院 機 構 公 債 費	2,135,512
歳 出 合 計		6,558,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付事業	千円 1,158,100	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第14号

令和6年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算

令和6年度奈良県国民健康保険事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,260,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		34,369,413
	1 負担金	34,369,413
2 国庫支出金		35,430,258
	1 国庫負担金	24,423,786
	2 国庫補助金	11,006,472
3 財産収入		28,731
	1 財産運用収入	28,731
4 繰入金		8,261,000
	1 一般会計繰入金	7,819,000
	2 基金繰入金	442,000
5 諸収入		44,170,598
	1 前期高齢者交付金	43,732,158
	2 共同事業交付金	434,372
	3 出産育児交付金	4,068
歳入合計		122,260,000

議第14号 令和6年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 福 祉 保 險 費		122,260,000
	1 国民健康保険事業費	122,260,000
歳 出 合 計		122,260,000

議第15号

令和6年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度奈良県水道用水供給事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	21市町村1企業団
(2) 年間給水量	80,000,000立方メートル
(3) 1日平均給水量	219,178立方メートル
(4) 主要な建設工事	
県域水道ファシリティマネジメント推進工事	598,925千円
県営水道施設強靱化工事	2,041,857千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		11,760,611千円
第1項 営業収益		10,674,291千円
第2項 営業外収益		1,086,320千円
	支	出
第1款 事業費		11,028,373千円
第1項 営業費用		10,350,065千円
第2項 営業外費用		673,308千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,199,365千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額236,197千円、県域水道ファシリティマネジメント推進積立金598,925千円、減債積立金100,000千円、過年度損益勘定留保資金3,533,800千円及び当年度損益勘定留保資金2,730,443千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		497,425千円
第1項 他会計からの助成金		468,516千円

議第15号 令和6年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

第2項 国庫支出金	11,115千円
第3項 雑入	17,794千円
支 出	
第1款 資本的支出	7,696,790千円
第1項 建設改良費	5,820,659千円
第2項 企業債償還金	1,874,484千円
第3項 国庫補助金等返還金	1,647千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大型コンクリート構造物 修繕事業にかかる契約	令和7年度	19,027 ^{千円}
県域水道ファシリティマネジメント 推進事業にかかる契約	令和7年度	459,080
県営水道施設強靱化事業にかかる契約	令和7年度から 令和8年度まで	2,558,490
送水管路移設事業にかかる契約	令和7年度から 令和9年度まで	2,474,340
送水管路更新事業にかかる契約	令和7年度から 令和9年度まで	3,608,819
県域水道一体化推進事業にかかる契約	令和7年度から 令和11年度まで	1,740,851

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 882,585千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の建設改良のための経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、452,616千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、833,606千円と定める。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真

議第16号

令和6年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

(総則)

第1条 令和6年度奈良県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村数	12市15町1村
(2) 年間処理水量	129,022,000立方メートル
(3) 1日平均処理水量	353,485立方メートル
(4) 主要な建設工事	
流域下水道施設耐震補強工事	420,501千円
流域下水道施設老朽化対策工事	3,660,693千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		13,096,726千円
第1項 営業収益		7,020,143千円
第2項 営業外収益		6,076,583千円
	支	出
第1款 事業費		13,695,845千円
第1項 営業費用		13,253,817千円
第2項 営業外費用		442,028千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,517,590千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額91,910千円及び過年度損益勘定留保資金1,425,680千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		4,372,429千円
第1項 建設補助金		2,505,800千円
第2項 建設負担金		839,629千円
第3項 企業債		1,027,000千円

支 出

第1款 資本的支出	5,890,019千円
第1項 建設改良費	4,372,429千円
第2項 企業債償還金	1,478,445千円
第3項 固定資産購入費	39,145千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道管理運営事業にかかる契約	令和7年度	330,710 ^{千円}
補助流域下水道建設事業にかかる契約	令和7年度から 令和9年度まで	5,501,735

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	1,027,000 ^{千円}	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 622,457千円

(他会計からの補助金)

第10条 経営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、600,000千円である。

令和6年2月26日提出

奈良県知事 山下 真